



優良技能者制度を改訂

~優良技能者手当を日額3,000円に増額~

戸田建設(株)(社長:今井雅則)は、2015年10月より「優良技能者制度」を下記の通り改訂しました。

1. 優良技能者手当改訂と準優良技能者手当の新設 ※当社支店職長会会員

2. 手当額

(1) 優良技能者 (A = TODA Meister) ※1 手当 日額 3,000 円 (増額)

(2) 準優良技能者 (B) ※2 手当 日額 2,000 円 (新設)

(3) 準優良技能者 (C) ※3 手当 日額 1,000 円 (新設)

※1 建設業振興基金が定める登録基幹技能者の資格を保有した職長で本支店パートナーシップ委員会が認定した職長

- ※2 登録基幹技能者の対象外の職種で、本支店パートナーシップ委員会が優良技能者に準ずると認めた職長
- ※3 登録基幹技能者の資格を有していないが、本支店パートナーシップ委員会が支店職長会活動に対し功績が顕著と認めた職長
- 3. 優良・準優良技能者を対象に、全店共通カリキュラムで研修会を年1回実施

【これまでの経緯】

建設業界では、技能労働者の人手不足や高齢化により、人材の確保や技能の伝承が喫緊の課題となっています。(社)日本建設業団体連合会(現:日本建設業連合会。以下、日建連)は、2009年4月に技能労働者の処遇改善に向け、「建設技能労働者の人材確保・育成に関する提言」を発表しました。この提言では、優良技能者認定制度の普及と優良技能者の標準目標年収600万円の実現等が提言されています。

当社は、1983年に発足した「職長認定制度」を「支店職長会」発足に合わせ融合させ、更に職長会活動の活性化を目的に日建連の提言を受け、2010年6月に「優良技能者手当支給制度」を創設しました。

当社職長会の会員で登録基幹技能者の資格を持つ職長を優良技能者と認定し、日額 500 円の優良技能者手当の支給を開始しました。制度設計に当たっては、日建連の提言が、建設業全体への取り組みに広がることを前提とし、共通の基準である「登録基幹技能者」を優良技能者の認定要件としました。また手当額は各社が足並みを揃えて導入できる水準で設定しました。

その後、徐々に優良技能者手当制度を導入する会社が増えてきたことから、2013 年 10 月に手当を日額 1,000 円に増額しました。

【改訂の概要】

本年 10 月の制度改訂により、優良技能者手当を 3,000 円に増額したことで、優良技能者の年収を日建連の目標に近づけたと考えています。

また、準優良技能者B手当(日額2,000円)・準優良技能者C手当(日額1,000円)を新設した

ことで、登録基幹技能者対象外の職種を含め、今まで支給対象外だった優秀な職長にも支給できるようになり、職長のモチベーションアップにつながっていると考えています。

当制度の特徴は、1次協力会社に対して手当を支給することです。元請と協力会社が一体となって賃金向上を目指すことが重要であり、当社から直接本人に手当を支給するのではなく、協力会社から優良技能者手当として給料に加算して支払うようになっています。

また、2013 年に「優良技能者就労管理システム(T-PARTNER)」を構築しました。優良技能者が 複数の支店や作業所、そして複数の1次協力会社にわたって就労したとしても、その就労実績の 集計や手当の支払い処理が正確にできるシステムであり、将来日建連が制度を共通化しても適応 できる仕様となっていることも大きな特徴です。

今回の優良技能者の処遇改善により、当社と協力会社そして職長との力強いパートナーシップ 構築につながると考えています。今後とも技能労働者の入職・定着を向上させるために、処遇改 善に取り組んでいきます。

(参考) 優良技能者数・手当額の推移

年月	優良技能者数	優良技能者 手当額(日額)
2010年6月	203 名	500円
2013年10月	291 名	1,000円
2015年10月	優 良A 392名	3,000円
	準優良B 13名	2,000円
	準優良C 69名	1,000円